

安平町スマートファシリティシステム
構築業務委託プロポーザル仕様書

令和6年5月

安平町

安平町スマートファシリティシステム構築業務委託プロポーザル仕様書

1. 業務名

安平町スマートファシリティシステム構築業務委託

2. 業務の目的

安平町は、デジタル技術を中心とした社会変革により、『デジタル技術を活用した便利で快適に暮らせるまちの実現』を目指すべく、「安平町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を令和5年に策定した。光回線・無線通信技術といった情報通信技術の進化とともに、生活（家電）、交通（自動車）、医療、物流、農業といった分野にデジタル技術が活用され、いわゆるIoTが発展し、利便性向上や社会課題解決が進んでおり、社会課題の解決にデジタル技術は必要不可欠といえる。

当該業務は、次世代型の施設管理として「防災支援施設（早来公民館の大規模改修により、災害時の避難所・支援活動機能と運動場・合宿施設機能を兼ね備えた複合施設として令和6年度整備予定。）」を対象とした、施設予約から支払・利用、監視を行うことが出来るスマートファシリティシステムを構築するものである。

将来を見据えた公共施設管理の効率化を図る施設運営・管理のデジタル化推進として、新たなモデルを構築するため、①施設予約システム、②施錠管理システム、③防犯カメラシステムの整備を行うものである。施錠管理システム構築にあたっては、スマートキーシステムの導入をおこない、鍵管理の省力化とライフサイクルコスト削減、スマートキーと連携したシステムの導入による予約・利用の円滑化を図る。

3. 業務対象拠点

拠点名	住所
早来公民館（早来町民センター）	安平町早来北進102番地4
安平町役場総合庁舎	安平町早来大町95番地

※早来公民館（早来町民センター）と安平町役場総合庁舎は、町で整備した光ファイバで接続されている。

4. 対象業務一覧

本業務は、以下事項を対象とする。なお、無線LAN環境構築は別事業にて行う予定であり、全館で使用可能であることを前提として本業務を遂行するものとする（二重構築は不要）。

- ①施設予約システム構築
- ②電子錠設置
- ③電子錠管理システム構築
- ④防犯カメラ導入
- ⑤その他本業務遂行にあたり必要となった業務（打合せ、業務・施工管理等）

※上記業務を行うことにより、業務目的達成に必要となる以下事項が実現することを想定。

- ・オンライン上で、「施設空き状況確認（利用者、管理者）」「施設利用申込み（利用者）」「施設利用申込み確認と許可（管理者）」ができること。
- ・物理的な鍵の受け渡しを行わず、対象施設の解錠・施錠ができること。
- ・管理者が遠隔地において、施設の解錠・施錠を自由にコントロールできること。
- ・利用に伴う使用料金について、遠隔地による支払いができること。
- ・「請求書発行」「入金管理」「利用者管理（利用履歴や人数、代表者の氏名・連絡先）」といった優れた管理機能を有すること（
- ・管理者にて遠隔地において、施設内に設置する防犯カメラの映像を確認できること。

5. 業務の範囲

(1) 物品調達（必要部材等含む）

- ①防犯カメラ 19台
- ②録画機材 1式
- ③スマートロック（電子錠）及びライセンス利用料 28式
- ④予約システム 1式
- ⑤NW機器及び部材 1式

(2) 設計・構築・現地作業

ア. 設計

- 業務工程作成（施工管理）
- システム設計（全体及び個別）
- システム詳細設計（全体及び個別）

イ. システム構築

- 事前キッティング等
- システム構築（設定作業等含む）

- ウ. 現地作業
 - 機器等の設置
 - 電子錠等の取付け

エ. 試験

- (3) 説明会開催
- (4) 完成図書作成

6. 提供要件

公募段階において、本件業務で要求する「基本事項」「環境要件」「機能要件」「運用及び保守要件」「セキュリティ要件」は以下のとおりである。ただし、高度な創造性、専門的な技術及び分析能力、そして豊富な知見を有する事業者等を選定するため、公募型プロポーザルを実施していることから、以下にとらわれない独自の提案も受け入れるものとする。

提案者は、「基本事項」「環境要件」「機能要件」「運用及び保守要件」「セキュリティ要件」を提示すること。

(1) 基本事項

①OS、ブラウザについては、以下利用環境の各最新バージョンに対応すること。

- ・OS : Windows11、macOS、iOS、Android OS
- ・ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Safari

②電子鍵の暗証キーの発行、変更、削除等の各種操作が、プログラミング等の専門知識を必要とせず、発注者が実施できること。

(2) 環境要件

- ・重大障害時（サーバ機能停止等）にもシステム停止がないよう、冗長性を工夫すること。
- ・今回導入するものについて、サービス品質保証（SLA）を提示すること。

(3) 機能要件

ア. 施設予約システム

- ・管理者による1時間単位、午前・午後等の予約単位時間を施部屋毎に設定が可能であること。
- ・管理者による各施設の時間帯毎での料金設定が可能であること。
- ・上記の料金設定に基づき、利用したユーザ単位、施設単位、月単位等で収納する料金計算が可能であること。
- ・一般ユーザが仮予約・予約完了の操作を行った際に、利用料金が画面に表示されること。
- ・一般ユーザは、利用料金を含む自身の予約状況を一覧表形式で閲覧・印刷ができること。
- ・料金の支払いにおいて、キャッシュレス決済サービスの機能を有すること

- ・予約及び仮予約が入っていない日時が表示が可能であること。
- ・管理者及び一般ユーザに対し、1か月及び1週間、1日等のフォームで表示が可能であること。
- ・予約申請において曜日指定、日時指定等による一括登録が可能であること。
- ・上記において、入力した日時を最終確認するための画面を設けること。
- ・管理者により一般ユーザからの仮予約申請に対し、最終的に予約を承認する機能を有すること。
- ・管理者によりcsvファイルから予約データの一括登録が可能であること。
- ・管理者により登録済みの予約データを検索し、一括変更・削除が可能であること。
- ・管理者により予約データ及び予約毎の料金データ等をcsvファイル形式で出力可能であること。
- ・管理者が入力した日時を最終確認するための画面を設けること。
- ・予約及び予約変更、キャンセルを登録したときに電子メールやSMS、アプリ内の通知等で自動通知することが可能であること。
- ・通知には、記載事項に利用料金を含めること。

イ. 電子錠システム

- ・暗証キー（4から6桁の暗唱番号等を想定）を入力することにより扉の開閉が可能なこと。
- ・物理鍵での解錠も可能であること。
- ・施設の通信環境を利用し、インターネットによる管理が可能なこと。
- ・遠隔操作による施錠、解錠が可能であること。ただし、施錠、解錠のスケジュール機能がある場合、リアルタイムでなくても良い。
- ・システムのメンテナンス中及び停電を伴う有事の際にも、解錠、施錠が可能であること。
- ・電子錠のインターネット接続ほか必要な設定作業を実施すること。また、錠前の交換を要する建具については、錠前の交換を実施すること。
- ・インターネット環境からシステムに接続するものとする。
- ・有効期限付きの電子錠解錠キーの発行（1,000個以上とする）と削除可能であること。
- ・電子錠を常時解錠可能なマスターキーの発行が可能であること。
- ・電子錠の施錠、解錠の時間や施錠、解錠者などの履歴の把握が可能であること。
- ・指定時間における電子錠の自動施錠・解錠設定が可能であること。
- ・電子錠の通信接続状況の確認機能があること。
- ・csvファイルのインポートによる電子錠解錠暗証キーの一括登録が可能であること。
- ・指定されたメールアドレスへの電子錠解錠暗証キー通知機能があること。
- ・電子錠との定期同期設定が可能であること。
- ・施設予約システムとの連携を取ること。
- ・利用者からの施設予約システムへの予約に対し、予約日時、施設に応じて暗証キーを自動発行し、任意の日時に利用者へ通知することが可能であること。
- ・施設予約システムの管理者側画面からの職員による予約操作に対しても、暗証キー

を発行することが可能であること。※変更作業も想定。

- ・施設予約システムによる予約に対して発行した暗証キーについて、管理者が管理システム上で容易に確認できること。

ウ. 防犯カメラ

- ・防犯カメラの映像は、管理者のPC端末からアクセスし、リアルタイムの映像及び記録内容を閲覧できること。

- ・記録内容は最低でも72時間前のものを遡って確認出来ること。

(4) 運用及び保守要件

- ・本管理システムは 24 時間 365 日稼働するものとする。ただし、管理システムのメンテナンス等を実施する場合はこの限りではない。

- ・管理システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、事前に予告周知し、メンテナンス中も可能な限りその旨を周知するものとする。

- ・サポートデスクにて、必要に応じて操作方法及び障害等に関する本町の間合せに関する回答を行うこと。

- ・本町の通報に基づき、派遣が必要な場合は速やかに技術者を派遣し、状況把握、障害箇所の特定、復旧作業を行うとともに、同様の障害が発生しないように予防措置を講じること。

- ・本管理システムに異常を発見した場合は、本町に報告するとともに、必要に応じてソフトウェアやシステム機器のベンダに問い合わせて対処すること。

(5) セキュリティ要件

- ・安平町情報セキュリティポリシーに準拠すること。

- ・個人情報保護に配慮すること。

- ・サーバと端末間の通信には、強固なセキュリティを確保すること。

- ・インターネット接続が必要なシステムは、SSL/TLS 等の暗号化通信を行うこと。

7. 業務管理

(1) 受託者は、業務の円滑な推進を図るため、十分な知識と経験を有する技術者及び十分な数の技術者を配置するものとする。

(2) 受託者は、業務の着手に先立ち、本町担当職員及び別途実施される町民センター改修工事受託者と十分な打合せを行い、業務中も必要の都度連絡及び協議を行い、目的達成に努めるものとする。打合せ、連絡及び協議には、関係団体等と行うものも含まれる。

(3) 受託者は、打合せ及び協議の都度、その議事録を作成し、遅滞なく本町に提出するものとする。

8. 成果品

業務の完了後、受託者は、以下の内容に準拠した成果物を紙媒体及び成果物の電子データを格納した電子媒体（DVD-R等）で指定の期日までに納品するものとする。

- ・業務完了報告書 2部
- ・システム設定書（基本設定、詳細設定） 2部
- ・操作説明書 2部
- ・議事録 2部

9. 留意事項

①受託者は本業務の遂行上、知り得た事項については守秘義務を負うものとし、中立性を厳守しなければならない。個人情報の保護の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

②業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良個所が発見されたときは、委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

③業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良個所が発見されたときは、委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

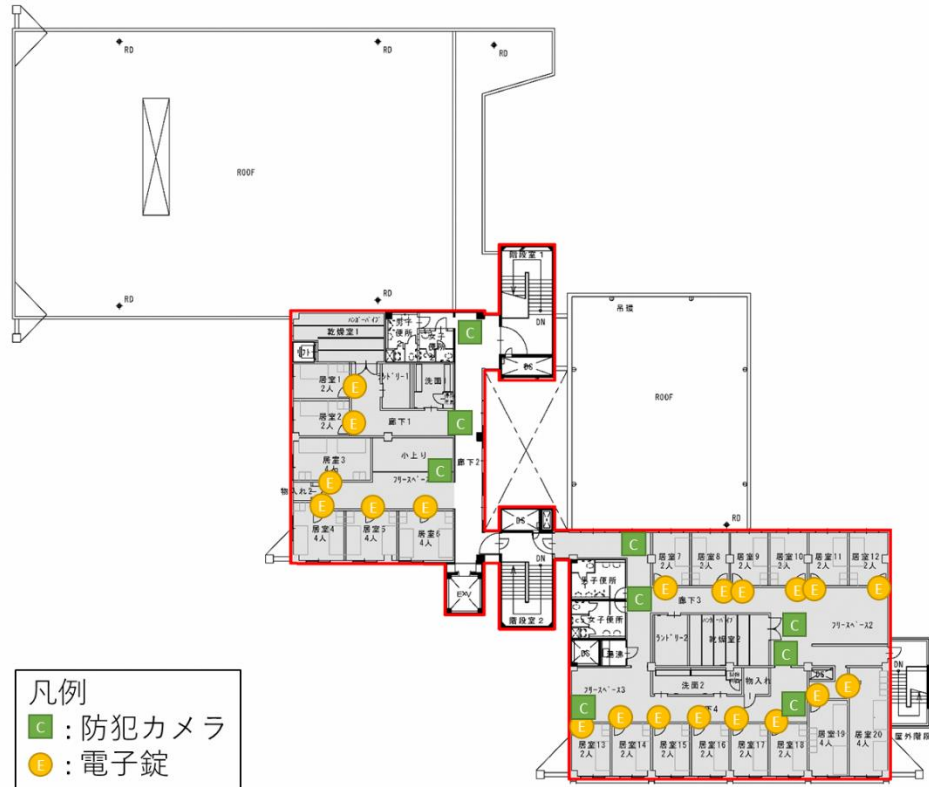
④本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本町と協議し、業務に支障のないように履行するものとする。

10. 最後に

本仕様書は、安平町スマートファシリティシステム構築業務を委託するにあたり、高度な創造性、専門的な技術及び分析能力、そして豊富な知見を有する事業者等を選定するため、必要最小限の事項を記載したものである。

本業務開始後、記述のない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者にて協議の上円満に解決するよう努めることを基本とする。

以上



(3階)